

# 再発防止策提言の骨子案

## I 青葉区開票所における不適正集計の概要

平成26年12月14日執行の第47回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における青葉区開票所において、次のとおり不適切な集計が行われた。

一つは、開票所において集計された小選挙区選出選挙の確定投票者数118,199と投票総数117,223が一致せず、集計従事職員が投票総数中の無効票（白票）の数を水増しし開票録に記載したものである。

二つは、最高裁判所裁判官国民審査の確定投票者数112,808と投票総数111,803が一致せず、集計従事職員が投票総数中の「裁判官すべての罷免を可としないもの」の数を水増しするほか、いわゆる持ち帰り票について実際は119票と思われるものを500上積みし1,005にし、投票総数を確定投票者数112,808に合わせ開票録に記載したものと推測される。

確定投票者数と投票総数が一致しなかった原因は、開票所において55投票所で作成した投票録の投票者数を集計ソフトに入力する際、入力すべき欄を誤ったため不在者投票及び点字投票の票数を二重に計上していたことにある。

## II 再発防止委員会の目的

青葉区開票所の不適正集計と過去10年間の選挙執行調査により明らかになったミス等の再発を防ぐ方策を検討する。

## III 再発防止委員会の基本的な考え方

- 選挙事務は正確性を第一とすること
- ミスの抑制策を徹底する
- ミスは起こりうるものと想定しその対処策を定めておくことが不正防止につながる
- 選挙事務は市職員の職務であること
- 選挙事務について市民の理解を得るよう努めること

## IV 再発防止策の提言

再発防止策の提言として次のとおり整理する。

- |                                                                                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 青葉区不適正集計の要因</li><li>2 青葉区不適正集計の再発防止策</li><li>3 開票事務のミス発生の要因</li><li>4 開票事務の改善策</li><li>5 投票事務の課題と改善策</li><li>6 市選挙管理委員会の役割</li><li>7 その他</li></ol> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 1 青葉区不適正集計の要因

- (1) 二重集計の直接的な要因
- (2) 二重集計の間接的な要因
- (3) 白票水増しを抑止できなかった要因

- (1) 二重集計の直接的な要因
  - ・ 集計システム入力担当者が投票録の入力すべき項目を誤って認識していた。
- (2) 二重集計の間接的な要因
  - チェックの怠り
  - 集計誤りを疑わなかった
    - ・ 投票者数と投票総数との数字が乖離していたことが分かった時点で、投票者数の集計に誤りがなかったか確認しなかった
  - 入力画面の仕組み
    - ・ 集計システム入力画面には、投票録の投票者総数欄が表示されていないことで、投票録の入力すべき項目を誤っていたことによる二重集計に気が付くことができなかった。
- (3) 白票水増しを抑止できなかった要因
  - だれも適切な対処法を指示できなかった
    - ・ 一部の職員に開票事務を任せきりにしていたため、投票者数と投票総数との数字が乖離していたことが分かった時点で、組織の上部の者が再確認させるなどの指示を出せず、職員からの辻褃合わせで確定させてしまう提案をそのまま了承してしまった。(組織的な対応が出来なかった。)
  - 開票管理者への報告がなされなかった
    - ・ 最終得票数などを開票管理者に報告せずに開票録を作成していた。

## 2 青葉区不適正集計の再発防止策

- (1) 二重チェックの徹底
- (2) トラブル時の対応方法の明確化
- (3) 組織としての意思決定

- (1) 二重チェックの徹底
  - ・ 読み上げる者と入力する者を入れ替えてダブルチェックを行う。
  - ・ 選挙毎の確定投票者数に大幅なずれがないか確認する。
  - ・ 開票結果報告を出す前に、前回の選挙における結果とよく見比べ、不自然な箇所がないか確認する。
- (2) トラブル時の対応方法の明確化
  - ・ 持ち帰り票が多くなった場合、開票所での集計結果のほかに、確定投票者数を再度確認する。

(3) 組織としての意思決定

- ・ 得票数等を確定する作業前の段階で、開票管理者及び開票立会人の確認を受ける。

3 開票事務のミス発生の要因

- |                     |
|---------------------|
| (1) チェック不足          |
| (2) 組織・権限の不明確       |
| (3) トラブル対応の取扱い基準不明確 |
| (4) 職員の習熟不足・事務の理解不足 |
| (5) 作業時間の不足         |
| (6) 職員体制            |
| (7) その他の要因          |

(1) チェック不足

- ・ 投票録と集計システムの入力画面が異なるため、誤入力の恐れがある。
- ・ 集計システムに入力する際の、チェックすべき項目やチェック方法が明確に定められていない。

(2) 組織・権限の不明確

- ・ 開票事務のプロセスにおいて、開票管理者及び開票立会人の権限に基づく、意思決定過程が明確になっていない。

(3) トラブル対応の取扱い基準不明確

- ・ 開票事務において想定されるトラブルが発生した場合の、対処に関する事例集や取扱い基準が整備されていない。

(4) 職員の習熟不足・事務の理解不足

- ・ 開票事務に従事する各係の主任、副主任について、経験の有無が把握されていない。
- ・ 投票録受付事務に関する研修が十分に行われていない。
- ・ 投票録の記載不備に対応できる職員が配置されていない。
- ・ 庶務係、審査係の後継者の育成が図られていない。
- ・ 従事者がアルバイト対応となっており、経験者の継続が図られていない。
- ・ 庶務係の業務内容についてマニュアル整備が十分でない。
- ・ 職員とアルバイトに対する説明が別々に行われ、認識の相違が生じている。
- ・ 業務指示が放送により行われておらず、指示の周知が十分でない。

(5) 作業時間の不足

- ・ 投票録の作成や開票所における受付審査にかかる時間が十分でない。
- ・ 投票時間の延長により、開票終了時間が遅くなることが考慮されていない。

(6) 職員体制

- ・ 開票事務を行うまでに、一部の職員については連続した超過勤務など、過重な負荷がかかっている状況であり、十分な職員体制になっていない。

- ・ 投票制度の充実に伴う事務量の増加に対応した職員体制になっていない。
- (7) その他の要因
  - ・ 辞令交付のない充て職の位置づけから、選挙管理委員会事務局職員としての自覚が十分でない。
  - ・ 開票事務について迅速性も重要であるが、公正さ、正確さが、より必要であることの認識が低下している。

#### 4 開票事務の改善策

- (1) チェック方法改善
- (2) 組織・権限及び取扱い基準の明確化
- (3) 人員体制の見直し
- (4) 説明会等研修の改善
- (5) 開票作業の見える化等その他の改善

- (1) チェック方法改善
  - ・ 投票録と集計システムの入力画面を統一することにより、誤入力の防止を図る。
  - ・ 集計システムに入力する際の、チェックすべき項目やチェック方法を明確化するよう改善を図る。
  - ・ 事務要領等の手順書及び帳票を統一することにより、各区の開票事務等を標準化するよう改善を図る。
  - ・ 複数票選挙時においては、確定投票者数等の照合を行うことなどにより相互関係の整合性について確認するよう改善を図る。
  - ・ 投票録の受付において、残投票用紙の確認の手順や体制について明確化するよう改善を図る。
- (2) 組織・権限及び取扱い基準の明確化
  - ・ 開票管理者、開票立会人への報告のありかたについて改善を図る。
  - ・ トラブル対応マニュアルを整備し、その対処法と意思決定過程を明確にすることにより、重大な判断ミスを防止するよう改善を図る。
- (3) 人員体制の見直し
  - ・ 開票事務と投票事務の連続従事については極力避けるよう、見直しを図る。
  - ・ 従事職員の配置に当たっては、要所への市職員の配置やアルバイトの配置との均衡に配慮するよう改善を図る。
  - ・ なお、直接的な開票事務における人員体制の見直しではないが、選挙準備の開始から選挙期日までの事務について、選挙係に集中する現況から、事務量が過重にならないよう、選挙事務と統計事務が重複した場合の人員配置等、区選管事務局の事務分担の見直しを行うとともに、選挙の有無に応じた区役所全体のフォロー体制の整備を検討するなど、選挙係の事務負担の軽減を図る。

(4) 説明会等研修の改善

- ・ 事務マニュアルの整備充実を図る。
- ・ 定例の職員研修時における選挙事務研修等の実施について検討する。
- ・ 従事事務ごとに分類したミス事例集の整備を図る。

(5) 開票作業の見える化等その他の改善

- ・ 開票事務の進捗状況について、見える化を図る。
- ・ 無効票の確定時期について適正化を図る。

5 投票事務の課題と改善策

- |                  |
|------------------|
| (1) 投票者数の把握      |
| (2) 投票用紙の管理      |
| (3) 投票事務従事職員の養成等 |

(1) 投票者数の把握

- ・ 投票者数・棄権者数を正確に把握する必要がある。
- ・ 投票所の管理のありかた等について、特に最高裁判所国民審査投票に係る投票管理者及び投票立会人の監視の内容及び投票用紙交付方法を検討し、持ち帰り票の防止を図る必要がある。
- ・ 入場券と投票用紙交付枚数の不一致について、想定される原因ごとに対応方法について検討し、取扱手順を定める必要がある。

(2) 投票用紙の管理

- ・ 投票用紙については、出納記録を含めた適正な管理の必要がある。

(3) 投票事務従事職員の養成等

- ・ 部局割当制や登録制度などの導入により、選挙事務未経験職員の発生を防止する必要がある。
- ・ 若手職員を対象とした選挙事務研修（シミュレーションを含む）の充実により、従事者の育成する必要がある。
- ・ 説明会やマニュアル等を活用し、投票管理者、立会人の役割の理解向上を図る必要がある。

6 市選挙管理委員会の役割

- |                  |
|------------------|
| (1) 区選管への支援      |
| (2) 改善策の継続的な取り組み |

(1) 区選管への支援

- ・ 市選管の相談体制の整備改善を図る。
- ・ 得票数等を確定する作業前の段階で、集計内容について、市選管でもチェックシート等に基づき行う。

(2) 改善策の継続的な取り組み

- ・ 市選管及び区選管は、この提言を踏まえ、今年執行予定の選挙から万全な体

制で行うよう、具体的な改善策を実施することが必要である。人員体制、マニュアル全般の充実等、その実現に一定の時間を要するものについては、市選管と区選管の協働により、計画的に実施項目を明らかにするとともに、市選管においては、改善策の確実な実施を期し、適切に進捗状況を管理するものとする。

## 7 その他

- |                   |
|-------------------|
| (1) 職員の意識改革       |
| (2) 外部への選挙事務の理解向上 |

- (1) 職員の意識改革
  - ・ 意識改革のための辞令交付について検討する。
  - ・ 会議や説明会等の機会を活用し、職員の意識改革を図る。
- (2) 外部への選挙事務の理解向上
  - ・ インターンシップの活用等により、若者の選挙事務への理解の向上を図る。